



「食品衛生関係行政処分等事務処理要領の一部改正(案)」 に対する、県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、食品衛生法等の規定に基づく必要な行政処分等の措置を行うため、「食品衛生関係行政処分等事務処理要領」を定めていますが、食中毒における行政処分について合理的な処分内容とするため、この要領に「その他必要な措置」を追加した改正(案)を作成しました。

つきましては、行政手続法第39条の規定に基づき、県民の皆様からご意見を募集します。

1 募集事項

食品衛生関係行政処分等事務処理要領の一部改正(案)へのご意見

2 募集期間

令和5年11月29日(水)から令和5年12月28日(木)まで

3 改正(案)の閲覧方法

(1) 下記のリンクからご覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/231129-public.html>

(2) 行政情報センター(県庁西庁舎1階)及び地域振興局の行政情報コーナーでもご覧いただけます。

4 意見の提出方法及び提出先

上記ホームページに掲載している意見提出様式をダウンロードしてご記入のうえ、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

(1) 郵送

〒380-8570(県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。)

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係 あて

(2) ファクシミリ

026-232-7288

(3) 電子メール

shokusei@pref.nagano.lg.jp

5 その他

- ・いただいたご意見については、個別に回答はいたしません。ご意見の概要と県の考え方を個人・団体名が特定されない形で長野県ホームページに公表する予定です。
- ・ご記入いただいた個人情報は、他の目的には使用しません。
- ・ご意見を正確に把握するため、電話及び口頭での意見は受け付けいたしません。



くらしの足元、ふと見つめ直す。
そこからはじまる暮らしの
ゼロカーボンシフト「くらしふと」

くらしふと信州

WEBサイトはこちら



(問合せ先)

担当 健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
松本、塚田

電話 026-235-7155(直通)

ファクシミリ 026-232-7288

電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp